

< 『更正通知書』 使送を告げる電話連絡時の応答 >

応答録取テープ起こし

<冒頭の応答について未録音のため省略>

大 もうすでに納税者の意思に従った申告納税の世界の中で申告書の提出をしていると、それを確認したうえで、それと違う内容、それを踏まえ、その申告が出る前の申告をベースにした更正通知を作っているから、それを持ってきますと、こういうことでいいですね

税 そういうことです。

大 そういうことでいいですね。それが無効かどうかも含めて争うよということなんですね

税 署として調査結果説明のとおり更正通知書を持参するということです

大 なるほど、なるほど。今すごく大事なところだから僕今、録音させていただきながら聞いていますけど、税務署の方は3時に到着をしたのを認識をして、しかも代表者が、内容を見てもいらっしやらないと思うんですけど、調査の結果を踏まえて自主的に修正申告をするという意思を持って、税金を納税する内容の修正申告を提出したんですよ、それを否定するということですね。それを中身を一読もしない状態で、中身を精査しない状態で、元の申告との差額の更正通知を持ってくるというのは、これは署と国税局の見解でよろしいですか？

税 はい、そうですね、はい。

大 これは署長の代わりとしてあなたが持ってくるということよろしいですね？

税 そうです。

大 そこは変わらない、よろしいですね。わかりました、ということは自主的な修正申告を否定する方向で行くということですね？

税 **それも含めてご意見があるなら審判の場で、、**

大 といつかね、これだけ申告納税制度のところを国税庁はじめ税務当局のところが進んでいる世界の中で、社長は調査の当初からずっと協力をしてきたということと、それから今回も6月30日の決算までに修正申告をしたいと強い意思表示をして、社長はずっと来られたわけですよ。その納税者のそういった意見に僕は合わせて中立な第三者としてただ税務署の間違えだとか検討していない部分だとかたくさんあるからということで指摘しつつ、正しい内容のものをきちんと申告書として、納税者の意見としてきちんとしたものを作って提出をしたんだけど、それを一切考慮しない、見ない状態で、ということは申告納税制度の根幹のところを全く度外視して、強制的にやっていきたいと、これをそういうふうになんて確認しているかということ、国税庁の方針と著しく違うからなんですよ。公平公正な課税、それから自主申告自主納税ということですと進んでいるところを、そこを逸脱した状態で進もうとしている、その申告の中身も見えていないとおっしゃいましたよね、

統括官。

税 申告書が提出されたことは確認しました。

大 提出されたのは分かったんだけど、中身を見ていないということは、そこについて全く無視するという他ならないんじゃないですか。なんでそんなに急ぐんですか？

税 今回はこのように、、、

大 いやお約束をしたのは、調査結果の説明を受けて、社長と打合せをしますと、場合によってはこの内容で修正申告をすることもありますよねと

税 署としては更正しますと説明しました。

大 というか、いやいや

税 聞き取れず

大 いや僕も世の中の審判を仰ぎたいから僕今ははっきり聞いているんですよ。再三言っているように刑法 193 条の公務員職権濫用罪での告発を視野に入れています。その中で今回の行為っていうのは、国税庁の進めている申告納税制度

税 聞き取れず

大 これね正確にうちも記録しておかなきゃいけないから言っているんですよ。それを

税 申告が出たことは確認したがそれも確認したうえで更正通知を持参することになった

大 ああいいです、いいです。それを全く無視をなさって持ってこられる、まあ受理しますよ。で、これを私どもは職権濫用の、それから税務行政のところの基本精神のところを全く無視した状態での、職権濫用を強行しようとしている行為の一つとして明確にとらえようと思います。で、受理はしてもらいますよ、社長も今うんって言われていますから、はい。

税 聞き取れず

大 受理はしていただいたうえで、ここはこういったことも含めてオープンにしてね、こういうことがありましたと、これで大丈夫なんだろうかと、税務行政を超えるこれで大丈夫なんですかと。修正申告したんですよ、納税者が。で、ずっとそれも再三修正申告をすることを重なりでずっと続けて言っていた中で、中身についてのすり合わせだとかそういったことをずっと拒否されながらここまで来たわけですよ。5月6月あたりはね。その中で今日いろいろ疑問を呈したことも、いろいろ話をしたうえで、今日今僕こうやって話をしているんだけど

税 聞き取れず

大 わかりました。じゃあ、とりあえずね、ただ今言った話とかを国税局のほうで徹底的にそうやってやるよと話をしているから、じゃあ、この申告の有効性を含めて判断ということになろうと思いますから。私どもは

税 それで結構です。

大 そうですよ。それは電子申告制度だとか、それから当然そういったことを含めて全部否定してということで、今時間も 4 時過ぎますから、それから皆さんのほうでも申告書が提出されたことも確認したというふうにおっしゃって、内容を見ていないんだけど、内容を見る前の当初申告との差額の更正通知を持ってくるということで、それでよろしいんだっ

たらうちも受理します。それが手続き上の間違いじゃないよ、ということを書いて、強行するのであれば、そこはちょっと警告しておきますけどね。これこそ職権濫用だと僕は思いますよ。公務員の職権濫用罪の法の精神のところに該当してくる可能性がある行為だよ、ということも警告をしますので、そこも踏まえたところでいいかどうか、一旦、上司にその言葉だけ伝えていただいております。

税 午後4時半過ぎに伺います。

大 はい、どうぞ

税 よろしく願いいたします。